

安全保障理事会決議 1800(2008)

2008年2月20日、安全保障理事会第5841回会合にて採択

安全保障理事会は、

2005年1月18日の決議1581(2005)、2005年4月20日の決議1597(2005)、2005年7月26日の決議1613(2005)、2005年9月30日の決議1629(2005)、2006年2月28日の決議1660(2006)および2006年4月10日の決議1668(2006)を想起し、

2007年12月31日、2008年1月22日および2008年2月8日付事務総長からの安全保障理事会議長宛て書簡を留意し、

一人あるいはそれ以上の国際裁判所の常任裁判官が出席できるようになった場合には何時でも、国際裁判所が追加の審理を行うことを可能とするために、2008年12月31日までに最大12名に戻すことを条件に、臨時裁判官の員数を規程の第12条(1)に定められている最大12名から、随時暫定的に最大16名まで増員することができるよう、事務総長が、国際裁判所所長の要請に基づく追加の臨時裁判官を任命する権限を、現存する資金の範囲内で、与えられるという旧ユーゴ国際裁判所(国際裁判所)所長により為された提案を考慮し、

国際裁判所に対して2008年末までに第一審のすべての公判の活動を完了し、またすべての作業を2010年に完了するためにすべての可能な措置を取ることを求めた(国際裁判所の完了戦略)2003年8月28日の決議1503(2003)を想起し、また国際裁判所の完了戦略の完全な履行の重要性を強調した、2004年3月26日の決議1534(2004)を想起し、

完了戦略の目的に合致するために可及的速やかに、追加の公判を実施することを国際裁判所に可能にするための暫定的措置として、規程によって認められている12名の臨時裁判官に加えて追加の臨時裁判官を任命することを事務総長に認める妥当性を確信し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. したがって、2008年12月31日までに最大12名に戻すことを条件に、臨時裁判官の員数を規程の第12条(1)に定められている最大12名から、随時暫定的に最大16名まで増員することができるよう、追加の審理を行うために国際裁判所の所長の要請に基づいて、事務総長が追加の臨時裁判官を、現存する資金の範囲内で、任命することができる、と決定する。

2. この問題に引き続き取り組むことを決定する。